

意見書案第1号

「共謀罪」創設を行わないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成29年3月16日提出

提出者

向日市議会議員

山田千枝子
飛鳥井佳子
杉谷伸夫

賛成者

向日市議会議員

米重健男

「共謀罪」創設を行わないことを求める意見書

政府は「テロ等組織犯罪準備罪」という口実で、実際に犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただけで犯罪とみなす「共謀罪」を創設しようとしている。どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量にゆだねられ、国民の思想や内心まで処罰の対象とする違憲立法である。いまでも大分県警別府署による労働組合事務所の監視など不当な捜査が行われているが、「共謀罪」によって捜査機関による市民生活全体への監視・盗聴が横行することになる。そのため「共謀罪」の創設は、過去3回にわたって国民の反対で葬られてきた。

政府はテロ対策のために必要と言うが、テロ対策の国際的枠組みとして、「爆弾テロ防止条約」や「テロ資金供与防止条約」をはじめとする5つの国連条約、およびその他8つの国際条約が採択されており、日本はこれらをすべて締結しており、それに基づく国内法も整備されている。新たな立法の必要はない。

あらためて「共謀罪」を創設することは、秘密保護法、安保法制＝戦争法をはじめ、安倍政権による「戦争する国づくり」をさらに進めるためのものと言わざるを得ない。

こうした「共謀罪」の新設は、共謀の疑いを理由とする早期からの捜査を可能にする。およそ犯罪とは考えられない行為までが捜査の対象とされ、人が集まって話しているだけで容疑者とされてしまう恐れもある。これは人の心の中に手を突っこみ、憲法で絶対的に保障されている「思想信条の自由」を侵害するものに他ならない。結果として、表現の自由、集会、結社の自由など自分の意思を表明する、あるいは表現しない自由が根本から奪われてしまうことになる。

このもとで、100人を超す刑法研究者が法案反対表明を出すなど批判は広がっている。さらに金田勝年法相が法案提出後まで具体的な国会論戦を避けるよう求める文書を作らせ報道機関に配布したことは、国会議員の質問権を侵害する国会軽視であるとともに言論・報道の自由への不当な圧力に他ならず、安倍首相の任命責任も重大であり、この問題を放置して法案提出を行うことは許されない。

以上の趣旨にたって、次のことを強く求める。

記

- 1 「共謀罪」の創設を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月16日

京都府向日市議会